

徳島県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名		区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3 2		山 山城東祖谷		同	同	新	四・〇〇〇・六	一、四八五・一
同		三好市池田町松尾大申一 九一番六地先から 同 三六番二地先まで		同	同	旧	四・〇〇〇・六・九	一、四八五・一
同		同		同	同	新	九・〇〇〇・六	五二七・八